

## 税のお知らせ

消費税の届出は  
お済みですか？

個人事業者で、新たに  
課税事業者（消費税の申  
告が必要な人）となる場合  
には、納税地の所轄税  
務署長に「消費税課税事  
業者届出書（基準期間  
用）」を提出する必要が  
あります。

事業者届出書（特定期間用）  
を提出する必要があります。  
なお、特定期間における  
1,000万円の判定は、課  
税売上高に代えて、給与等支  
払額の合計額によることでも  
きます。

税売上高が5,000万円  
以下の人には、簡易課税制  
度を選択することができます。  
令和5年分から簡易課  
税制度を適用して申告す  
る人は、令和4年12月31  
日までに、納税地の所轄  
税務署長に「消費税簡易  
課税制度選択届出書」を  
提出する必要があります。

売上高が5,000万円  
以下の人には、簡易課  
税制度を選択することができます。  
令和5年分から簡易課  
税制度を適用して申告す  
る人は、令和4年12月31  
日までに、納税地の所轄  
税務署長に「消費税簡易  
課税制度選択届出書」を  
提出する必要があります。

※令和3年分（基準期間）の課  
税売上高が1,000万円以  
下であっても、令和4年1月  
1日から令和4年6月30日ま  
での期間（特定期間）の課税売  
上高が1,000万円を超  
ている場合には、令和5年分  
は消費税の課税事業者に該当  
します。この場合、納税地の  
所轄税務署長に「消費税課税



- 注意事項
- 課税事業者は、消費税  
法に基づく帳簿の記載  
が必要です。
  - 一般課税で申告される

■ 簡易課税制度の選択  
基準期間における課税  
売上高が5,000万円  
以下の人には、簡易課税制  
度を選択することができます。  
令和3年分（基準期間）  
の課税売上高が1,000  
万円を超えている場合  
には、令和5年分は消費  
税の課税事業者に該当し  
ます。

■ 簡易課税制度とは  
課税期間における課税  
売上げに係る消費税額  
に、事業区分に応じた  
「みなし仕入率」を掛け  
て計算した金額を課税仕  
入れ等に係る消費税額と  
みなして、納付する消費  
税額を計算する制度です。

人（簡易課税制度の適  
用を受けない人）が仕  
入税額控除を適用する  
ためには、区分経理  
(取引等を税率ごとに  
区分して記帳するなど  
の経理)に対応した帳  
簿及び請求書等（区分  
記載請求書等）の保存  
が要件となります。

○ 区分経理を行うことが  
困難な中小事業者（基  
準期間における課税売  
上高が5,000万円  
以下の事業者）には、  
経過措置として、売上  
税額の計算の特例が設  
けられています。（特  
例は、令和元年10月1  
日から令和5年9月30  
日までの期間、適用す  
ることができます。）

※消費税の届出や、帳簿の記  
載方法等について詳しくお知  
りになりたい方は、国税庁  
ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）  
をご覧いただくな、電話相談  
センターをご利用ください。  
電話相談センターのご利用  
は、所轄税務署へお電話いた  
だき、自動音声にしたがって

番号「1」番を選択してください。  
※「消費税課税事業者届出  
書」等の各種届出書はe-T  
axでも提出できます。詳  
い手続きについては、e-T  
axホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認くだ  
さい。

■ お問い合わせ  
名寄税務署

☎ 01654-2-2157

（代表）  
音声ガイダンスにした  
がつて「1」を選択して  
ください。

